

日時：令和4年5月10日（火）13：30～

場所：つるぎ町役場 分館2階 会議室

参加機関

美馬保健所、池田支援学校美馬分校、障害者支援センター小星園、障害者支援センターかしがおか、相談支援センターイノセント、障害者支援センターまいか、障がい者就業・生活支援センターはくあい、美馬市長寿・障がい福祉課、つるぎ町役場福祉課
計12名

議 事

(1) 公営住宅について

質問事項

- 1 障がいのある方が単身で入居しようとした時、以前は単身で入居できる住宅が古くて耐震の必要性があり新規に入居させられない。新規に入居申し込みができる住宅は複数の部屋があり、単身用の住宅ではないから入居できないと説明を受けていた。条例の変更はなかったと聞いているがどのような変更があって障害のある方が単身で公営住宅の申し込みができるようになったのか？

【回答】現在、供給している市営住宅のうち居宅が2室以下のもので耐用年数や耐震性の問題で入居できる住宅が無いことから以前、問い合わせいただいた際には、単身での入居はできないと説明した。しかしながら、単身の高齢者や障がいのある方が増加している社会情勢や現時点で新たに単身者用住宅を整備する予定がないことから、平成30年度より市長が特別と認めるものとして居室3以上であっても単身入居に該当される方の入居申し込みを受け付けている。

- 2 数年前に公営住宅の連帯保証人の緩和があったり、上記のように入居の申し込みができるようになったりしているが、国や県などからそのような働きかけがあるのか？

【回答】近年、身寄りのない単身高齢者が増加していることなども踏まえ、今後公営住宅の入居に際しての保証人の確保が困難となることが懸念されるため、住宅に困窮する低額所得者に対して的確に公営住宅が供給されるよう技術的な助言がされている。公営住宅へ入居に際しての保証人の取り扱いについては事業主体の判断に委ねられるところですが、美馬市については特別の事情があると認める者に対しては請書に連帯保証人の連署を必要としないことができる旨を新たに規定した。緊急連絡人1名を届け出ることにより、請書への連帯保証人の連署について免除を受けられる旨が定められている。

つるぎ町においても要綱改正はしていないが美馬市同様に緊急連絡人1名の届け出により対応し入居可能としている。

- 3 公営住宅に住んでいる障がいのある方のトラブル対応で困ったことや、福祉側でどのような協力があれば助かるか。

【回答】公営住宅のトラブルで多いのが騒音やゴミ出し、駐車に関するものです。このようなトラブルの場合、住民同士が感情的になり、関係修復が難しくなる例が多数あります。障がいのある方がこのようなトラブルの当事者となった場合に早期解決のため福祉部門の方へ相談できる体制があれば助かります。

(2) 各部会報告

相談支援部会 中止 こども部会 4/20 開催
就労支援部会 4/18 開催 精神障害者支援部会 中止
福祉サービス部会 中止

(5月以降については感染状況を見ながら判断し、開催の有無は連絡すること)

(3) 相談状況について

障害者支援センター	小星園	
障害者支援センター	かしがおか	
地域活動支援センター	まいか	
相談支援センター	イノセント	
障害者就業・生活支援センター	はくあい	報告

(4) 情報交換・その他

研修について

各部会で講師に謝礼を検討してほしいと要望があり、今年度は少額ではあるが予算計上している。各部会で相談していただき、次回の運営会で報告していただき必要な研修会においては講師に一万円を上限とし謝礼を渡すことができる。

講演会について

今年度はZ o o mでの開催予定。

講師や研修会内容については運営会で今後検討。

次 回 : 令和4年6月7日(火) 13:30 美馬市役所